

阿蘇くまもと空港そらよかエリア
そらよかパーク 申込要項

KUMAMOTO



1. そらよかパーク お申込み要項

(1) 運用規定

- ① 「熊本空港供用規定」を遵守いただきますようお願いいたします。

『阿蘇くまもと空港ホームページ』→ホームページ一番下にある『空港供用規定について』→『熊本空港供用規定』

<https://www.kumamoto-airport.co.jp/pressrelease-media/kyouyoukitei.pdf?230424>

- ② 「そらよかパーク お申込み要項」を遵守いただきますようお願いいたします。

(2) お申込み

- ① 希望予定日の仮押さえ（※設営・撤去時間も含まれます）は空き状況を確認の上、お申込みを行ってください。お申込み受付は、開催日の6ヶ月前からです。なお、受付は先着優先となりますが、公益性の高いイベントや緊急時など、熊本国際空港が必要と認める場合は、この限りではありません。お申込み受付は、原則、開催日の6ヶ月前から1ヶ月前までとさせていただきます。

※仮押さえの有効期間：1週間

- ② 申し込みをご希望の場合、速やかに規定の「使用申込書」を提出してください。イベントの内容を確認させていただきます。併せて、「企画書（イベントの概要が分かるもの）」、「平面図、工事図（配線、配置等）」をご提出ください。

※当社および関係箇所にて企画内容を審査し、問題がない限り、使用承認を行い、使用申し込みが確定します。

※内容によっては、お断りする場合がございます。

- ③ ご使用期間は、日単位となります。時間計算での使用・申し込みはできません。
- ④ 使用料金は月末締め翌月末払いといたします。イベント終了月の末に、延長・立会などを含めた使用料金をご請求いたしますので指定期日までに当社指定の口座へご入金ください。ご入金の際にかかる振込手数料は、ご使用者負担とさせていただきます。

1. そらよかパーク お申込み要項

(3) 契約の取り消しや中止

次の場合、契約の取り消しやイベントを中止させていただく場合がございますので、ご了承ください。その際の損害責任は、ご使用者側でご負担いただきます。

- ①熊本国際空港の事業及びこれに関する業務上緊急な使用が必要となった場合
- ②契約内容と異なるイベントを行った場合
- ③使用規則（申込要項）に反した場合
- ④関係諸官庁及び当社・施設使用者が中止と判断した場合

※雨天時は主催者と調整し、別日程へ延期する場合がございます。

(4) 反社会的勢力でないことの確認

- ①申込者は、その主要な出資者及び役職員が反社会的勢力でないこと、ならびに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを、使用申込書にて契約をしていただきます。なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団関係企業および総会屋等、暴力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいいます。
- ②申込者と使用者が異なる場合においては、前項の規定をその使用者にも遵守させる義務を負います。また、前項に関し、事務局の行う調査に合理的な範囲で協力し、事務局から求められた場合はすみやかに資料等を提出しなければなりません。
- ③申込者が本項に対して、違反する事実が判明した場合や、自らまたは第三者を利用して暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合、直ちに事務局にその事実を報告していただきます。この場合、直ちに予約及び使用を解除いたします。事務局は申込者に対して、一切の損害賠償責任を負わないことを確認するものといたします。また事務局は、申込者に対して、損害賠償請求ができることを確認するものといたします。

1. そらよかパーク お申込み要項

(5) 使用制限

そらよかパークを使用できる主な団体とは次の各号に定めるとおりとさせていただきます。

- ①行政官は公庁、公益法人
- ②地域振興、商業振興、観光振興並びに交通安全、防犯・防災等の公共、公益目的事業を主体として実施する団体、法人等
- ③その他民間団体（公序良俗に反しない事業を実施する団体、法人等で使用目的等を鑑みて、事務局が適当と認めたもの）
- ④個人事業主（公序良俗に反しない事業を実施する個人事業主で使用目的等を鑑みて、事務局が適当と認めたもの）

(6) 禁止行為

以下の行為は禁止いたします。催事・イベントの実施中に当該行為が確認された場合、ただちに使用を中止させていただきます。

- ①法令又は公序良俗に反する行為
- ②宗教活動、その他これに類するもの
- ③火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- ④空港運営に支障を及ぼす行為
- ⑤騒音又は大声を発生し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為、暴力団その他反社会勢力の使用
- ⑥無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の使用やこれらを用いた撮影行為
- ⑦前各号に掲げるもののほか、そらよかパークの保全または利用に支障を及ぼす行為をすること

(7) 変更・キャンセル

申し込み後、お申込み内容を変更またはキャンセルされる場合は、次の通りキャンセル料を、申し受けます。

キャンセル料については、申し込み以前の場合も同様の扱いといたします。なお、お振込の際にかかる振込手数料はご使用者負担とさせていただきます。

- ①使用開始日の90日～31日前 基本料金の20%
- ②使用開始日の30日～21日前 基本料金の50%
- ③上記以降100%

1. そらよかパーク お申込み要項

(8) 事務局側の免責

- ①天変地変や不測の事故等のため、事務局の責によらず会場が使用不能となった場合、ご使用者側で発生する損害についての補償はいたしません。
- ②展示品の盗難、紛失、その他の事故等による被害については、一切の責任を負いかねます。
※予め、保険等必要な手配をお願いいたします。
- ③お申込み要項の「(4) 契約の取り消しや中止⑤」でイベントが中止になったときも、事務局及び施設所有者は使用者の損害についてその責を負いません。

(9) 関係諸官庁への届け出

使用者は届け出が必要な場合、イベント開催時までに関係諸官庁等に届け出を提出し、その写しをイベント開催2週間前までに事務局に必ずご提出ください。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 飲食物の提供をする場合 →臨時営業の相談、申請 | 御船保健所 電話：096-282-0016 受付時間：8:30~17:15 (平日のみ) |
| アルコール類を販売する場合 →アルコール類の販売に関する相談、申請 | 熊本西税務署酒類指導官 電話：096-355-1181 受付時間：8:30~17:00 (平日のみ) |
| 火気を取り扱う場合 →火気取り扱いに関する相談、申請 | 熊本市益城西原消防署 電話：096-286-2298 |

1. そらよかパーク お申込み要項

(10) 搬出入等

- ① 8 t以下（コンクリートエリアのみ）の車両の乗り入れは可能です。必要に応じてマット等で養生を行う、停車した状態でハンドル切りを行わないなど、慎重な対応と運転をお願いいたします。
- ② 持ち込みパネルや幕類は、防災加工済みのものをご使用ください。
- ③ 建物及び付帯設備等へのガムテープ使用、釘打ちなど固定する行為はできません。
- ④ 持ち込み器具、ポスター、看板等は終了後速やかに撤去をしてください。
- ⑤ 搬出入については、車両を乗り入れできない時間帯がある場合がありますので、事務局担当者と事前の打合せをお願いいたします。
- ⑥ 芝生エリアへの車両の乗り入れは、禁止といたします。
- ⑦ 搬入車両の申請は、開催日の7日前までです。これを過ぎた場合、会場への車両入場をお断りする場合がございます。
- ⑧ 広場乗り入れ車道は、高さ制限が2.8mです。
- ⑨ 設営撤去は必ず使用者側でカラーコーン・バーをご用意いただき、会場全体を囲い、安全と設営場所の確保を行ってください。
- ⑩ 撤去は、原則イベント終了後（イベント終了当日）の実施をお願いいたします。
※搬出入車両及び展示車以外は、そらよかパークに駐車することはできません。
※車両の入退場時には、関係車両出入り口に誘導員を配置し、誘導を行ってください。

会場囲い参考写真



1. そらよかパーク お申込み要項

(1 1) 衛生管理

・ごみの処理について

- ① イベント使用時に広場で発生したごみは、使用者の責任で管理・処分してください。
- ② イベントで発生したごみは、ごみ袋またはごみ箱に分別回収し、原則、当日持ち帰りをお願いいたします。
- ③ イベント参加者に対して、イベント会場で発生したごみは、会場から持ち出さず、会場内で処理するように看板等で呼びかけを行ってください。ターミナル内施設等の迷惑にならないように配慮してください。

会場内ごみ処理参考写真



1. そらよかパーク お申込み要項

ご使用上の注意

(1 2) 時間厳守

- ①催事及び搬出入・準備・後片付け等の時間は厳守してください。
- ②使用時間を超える場合は、割増料金が発生いたします。
- ③使用時間を超えて、時間に1時間未満の端数がある場合、当該端数を1時間として計算いたします。

(1 3) 音量について

音を出す場合は、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に従った音量でお願いいたします。（音が大きいと判断した場合は、音量を下げさせていただきます。）

(1 4) 清掃

会場内の使用期間中及びご使用後の清掃は、必ずご使用者側で行ってください。汚損がひどい場合は、実費にて清掃費をご請求いたします。

(1 5) 原状復帰

ご使用後は安全確認の上、設備等を撤去・清掃後に事務局立会のもと点検を受けてください。

(1 6) 損害賠償

- ①建物・付帯設備・備品等を損害または破損、もしくは汚損した場合は、相当分の実費をいただきます。ついては、イベント保険等必要な保険にご加入ください。
- ②イベント実施に伴い、お客さまとのトラブルが発生した場合、ご使用者側にて対処していただきます。

1. そらよかパーク お申込み要項

(17) 設営について

- ①装飾物として「横断幕」、「のぼり」の使用はできません。（公安イベントを除く）
- ②テント等の設営については、統一感のあるものとしていただきます。

(18) その他

- ①そらよかパークの権利の譲渡、又は転貸しはできません。
- ②使用期間中責任者を現地に常駐させ、常に事務局と連絡が取れるようにしてください。
- ③使用期間中（設営・撤去・複数日開催の場合、夜間も含む）は、イベントの内容に応じ警備誘導員を配置して、通路の確保、安全面の確保に努めてください。（警備については警察への申請が必要な場合があります）
- ④事故、事件及びそらよかパーク利用者、空港利用者、その他から苦情などが発生した場合、直ちに事務局および関係機関に通報するとともに、責任及び誠意を持って対処してください。
- ⑤ターミナル内でのアンケートやビラ配りは、原則禁止となります。
- ⑥イベント終了後、また中止した場合は、速やかに原状回復していただきます。なお、ご使用者が履行しないときは、事務局において原状に回復し、これに要した費用はご使用者の負担といたします。
- ⑦危険物や使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのあるものの持ち込みはできません。
- ⑧防災・消防の各種設備、及び営業施設の機能を損なう行為は、厳禁いたします。
- ⑨無料の駐車場はございませんので、ご注意ください。
- ⑩風船等（ヘリウムガス）浮き上がるものの配布はできません。
- ⑪そらよかパークは、喫煙スペースを除き全面禁煙となっておりますので、遵守してください。（電子タバコも含む）
- ⑫火気使用については、申請が必要となります。事前（1週間以上前）にご相談ください。
- ⑬ご使用に関しまして、その他、注意事項等ありますので事務局と協議の上、指示に従ってください。
- ⑭広場内での落とし物・忘れ物を見つけた場合は、以下に届けてください。

・阿蘇くまもと空港 総合案内所《場所：旅客ターミナルビル1Fロビー》・・・・・・・・電話 096-232-2311
(阿蘇くまもと空港：コールセンター)

2. そらよかパーク お申込み手続き

○お申込みと手続き

- ①事務局（TKUヒューマン）へ空き状況をご確認ください。**開催日の6ヶ月前から**ご確認が可能です。
- ②所定の「使用申込書」に必要事項をご記入いただき、イベントの概要の分かる企画書と併せて、FAX・メールまたは事前にご連絡の上、事務局窓口までご提出ください。「使用申込書」等を受け取り、内容確認後、契約締結とさせていただきます。

電話かメールで
空き状況の確認

使用申込書・
企画書等の提出

内容確認・
打ち合わせ

当日利用

ご利用料金のお支払い
(未締め翌月末払い)

※当スペース備付の貸し出し備品は有りません。必要な方は、イベント事業者をご紹介させていただきます。

○ご予約・お問合せ

阿蘇くまもと空港そらよかパーク運営管理事務局（株式会社TKUヒューマン）

（住所：〒861-5525 熊本市北区徳王1丁目6-52 TKUぶらざ2F）

TEL：096-359-3412 / FAX：096-312-3153

Mail：kkiac-sorayokapark@tkuhuman.co.jp

受付：平日 9：00～18：00